

## 役員の公募について

社団法人日本食品衛生協会（以下「本協会」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

### 1. 本協会の概要

#### (1) 業務の概要

本協会は、飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止し、食品の質の向上を図り、食品関係業者及び消費者に対し広く食品衛生思想の普及啓発を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

具体的には、次のとおりです。

- ① 食品衛生思想の普及啓発に係る情報の収集及び刊行物の発行に関する事業
- ② 食品の安全、食品添加物の適正使用並びに食品に係る器具及び容器包装の改善に関する事業
- ③ 食品添加物の規格、基準及び表示に関する事業
- ④ 食品衛生指導員及び食品衛生責任者の養成、教育研修及び活動の支援に関する事業
- ⑤ 食品に係る規格、基準、安全等の検査、飲料水の安全に係る検査及び環境保全に係る物理化学的検査に関する事業
- ⑥ 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく試験検査に関する事業
- ⑦ 食品衛生センターの管理運営に関する事業
- ⑧ 会員の営業施設の衛生管理に関する事業
- ⑨ 食品営業賠償共済その他会員の福利厚生に関する事業
- ⑩ 会員及びその従業員の健康の管理その他の健康の保持及び増進に関する事業
- ⑪ 食品衛生に係る調査研究の推進に関する事業
- ⑫ 食品衛生に係る国際協力に関する事業
- ⑬ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

#### (2) 所在地

本部 東京都渋谷区神宮前 2-6-1

食品衛生研究所 東京都町田市忠生 2-5-47

### 2. 公募する職種等

#### (1) 公募する職種

専務理事候補者 1 名及び理事候補者 1 名

なお、専務理事候補者は、定款に基づき、①総会による理事選任②理事会による専務理事選任の各手続きを経て専務理事に就任することになります。また、理事候補者は定款に基づき、総会による理事選任の手続きを経て理事に就任することになります。

(2) 専務理事又は理事に就任した場合の職務、勤務条件等

- ア 職務 専務理事 理事長及び副理事長を補佐し、本協会の常務を統括する。  
理事 定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- イ 勤務形態 常勤
- ウ 報酬 役員報酬等及び費用に関する規程による
- エ 任期 平成24年6月1日～2年間

3. 応募、選考方法

(1) 応募者の資格

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。
- ② 本協会の目的及び業務内容等について十分な理解を有し、理事の職責を誠実、かつ、適切に遂行できる経験、能力を有すること。また、事務局の諸課題に対し職員を指揮監督し的確に対処できる経験と実績を備えていること。

(2) 応募方法

① 応募書類

ア 履歴書（JIS規格の履歴書用紙）

学歴、職歴、取得資格、健康状態等を詳細に記載し、3か月以内に撮影した写真（縦4.5cm×横3.5cm）を貼付して下さい。

イ 自己アピール書（A4判、1600字程度）

テーマ「応募した動機・理由、協会への提言・抱負、自分が優れていると考える点」

② 提出方法

応募書類を簡易書留により、下記宛に郵送して下さい。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター6階

社団法人日本食品衛生協会総務部

③ 応募期限

平成24年4月20日（金）

(3) 選考方法

本協会に設置する選考委員会により、第一次書類選考、第二次面接選考を実施し役員候補者を選考します。

#### (4) 選考結果の通知

##### ① 第一次選考の結果

応募者全員に結果を通知し、第一次選考の合格者には、第二次選考の日時等についても、併せてお知らせします。

##### ② 第二次選考の結果

第二次選考の対象者全員に結果をお知らせします。

## 2. その他

(1) 応募書類の返却はいたしません。

(2) 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。

(3) ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報、本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。

### (参 考)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(役員の資格等)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）